

(仮称) 岩出市消費生活センター設置条例 (素案)

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、岩出市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 岩出市消費生活センター

(2) 位置 岩出市西野209番地

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日等は、規則で定める。

(事務)

第4条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務として、次に掲げる業務を行う。

(1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

(2) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。

(3) 消費生活に関する知識の普及及び啓発に関すること。

(4) 消費生活に関する関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(職員)

第5条 センターには、センターの事務を掌理する消費生活センター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置くものとする。

2 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、相談の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(職員の研修機会の確保)

第7条 市長は、第4条に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 市長は、第4条に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。